

平成25年8月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年8月9日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者36名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
5番 市橋 宗行	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	24番 原 さだ
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之		35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者 28番 上中 悠司 34番 中村 洋子 37番 峯園 五郎

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 16番 杉若陽一委員 18番 坂本 一馬委員

議長

それでは定刻になりましたので開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。猛暑というより酷暑という非常に大変暑い中、今日、明日がピークだろうという報道もされていますけども、片や100mmの雨も東北の方で降っているという事で、聞くところによると京都では38度になるという報道もされているということで、大変不順な天候の中、また体調管理も大変な中でございますけども、ご出席をいただきまして有難うございます。12日の予定だったのですが、お盆前という事で、皆さん方何かとお忙しい事となるかと思っておりますので、繰上げをさせていただきます、本日9日という事で開催をさせていただきました。天候不順が当たり前の年となりまして、東北のような雨は要らないわけでありまして、台風もなかなか今まで通りの所では発生してくれないんで、インド洋ばかり行っているような状態で、非常に異常気象が当たり前のような状況になってございます。私自身も炎天下のミカンの摘果とか朝晩の灌水とかで非常に今グロッキー気味でございますので、ちょっと元気のないわけでございますんですけども、何かと皆さん御協力をいただきまして進めてまいりたいと思います。選挙も終わりました、国政も農業委員会や農地関係の施策も若干でてるようなニュアンスでございますけども、中々皆さん具体的なものが出ておりませんが、ここで皆さんに報告することはないわけですが、農地の中間管理機構なども1千億以上投資をして作っていくんだという事で、いわゆる農地銀行もどういう形でなってくるかということも我々に関係してくることもありますけども、またそういうこと

が具体化してきましたらご相談申し上げたいとこのように思っております。

それでは早速でございますけれど、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

農業振興課の尾崎です。それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の416㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇〇、〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年9月1日から平成28年8月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,700㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円持参払い、期間は平成25年9月1日から平成27年8月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1,920㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成25年9月1日から平成26年8月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他7筆、畑の2,978㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間20万円持参払い、期間は平成25年9月1日から平成28年8月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の660㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成25年9月1日から平成30年8月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,236㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年9月1日から平成35年8月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1,396㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年9月1日から平成31年8月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、畑の2,626㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成25年9月1日から平成30年8月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の765㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のキウイ、柿、野菜、期間は平成25年9月1日から平成28年8月31日、新規です。合計9件、24筆、全体で14,697㎡、貸手8名、借手9名です。この9件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい。有難うございます。〇〇〇〇の物件がございますので、まずは利用権の設定8件、逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員
議 長

はい、〇〇番です。1番から3番、更新で、異議ございません。
はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番です。施設を含んだ賃料ということで、更新でもありますし、何ら問題ないと思います。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ありません。
議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。
議 長 はい、8番

〇〇番 委員 〇〇番です。8番について異議ございません。
議 長 はい、9番

〇〇番 委員 〇〇番です。9番について異議ございません。
議 長 はい、以上8件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは失礼します。
(〇〇〇〇退席)

〇〇〇〇 それでは、〇〇〇〇の案件でございますので、私のほうからよろしくお願
いします。逐条審議をよろしくお願ひします。5番について。

〇〇番 委員 〇〇番です。更新でもあります。長い間預かっております。異議ございま
せん。

〇〇〇〇 はい、5番について異議なしとのことでございます。そのように取り計ら
ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
〇〇〇〇 はい、それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。
(〇〇〇〇着席)

議 長 ありがとうございます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本
日の欠席委員さんは28番上中悠司委員さん、34番中村洋子委員さん、
37番峯園五郎委員さん、本日の会議録署名委員に、16番の杉若陽一委
員さん、18番の坂本一馬委員さん、よろしくお願ひをいたします。本日
の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5
条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証
明願について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号買受適
格証明願（農地法第3条）について、以上一括して上程させていただきます。
それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願
ひ申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条申請を説明させてい
ただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況
共に畑、面積は2,332㎡、他10筆、合計面積9,502㎡、譲渡人
は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地
の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は165㎡、
譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、裁判所競売による
売買です。2ページをお願いします。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇
〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,944㎡、他3筆、合計面
積は5,852㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇
〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりました梅、ミカンを作ら

れるそうです。青年就農給付金関係です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況は畑、面積は39㎡、他3筆、合計面積1,694㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,470㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕地、面積は402㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3ページをお願いします。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は527㎡、他2筆、合計面積は1,149㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は169㎡、他25筆、合計面積30,625㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は261㎡、他10筆、合計面積7,608㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておまして梅を作られるそうです。5ページをお願いします。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は102㎡、他4筆、合計面積1,343㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は53㎡、他1筆、合計面積358㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。先程の利用権をあわせて1,000㎡です。営農計画書が添付されておましてミカン、ユズを作られるそうです。6ページをお願いします。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕地、面積は290㎡、他3筆、合計面積1,367㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておましてシキミを作られるそうです。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は430㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておまして野菜を作られるそうです。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は422㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておまして野菜を作られるそうです。以上14件について書類を審査したところ、全部耕作、常時従事、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番はい、〇〇番です。本人が贈与していただいたと報告ありましたので、異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。現状は家庭菜園のような状況でございました。譲受人は土地取得資格がございますので問題ないものと思います。よって異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。これは〇〇〇〇から〇〇〇〇さんに売買されたものです。以前は旧〇〇小学校の跡地でございます。何ら問題ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これは以前にあっせんて成立した土地で異議はございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。6番については異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇の〇〇〇〇さんは元々〇〇〇の方でご両親が亡くられました。〇〇〇〇さんが隣の畑で譲り受けたという事で、異議ございません

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。8番については異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。9番については異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。10番について異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。11番について異議ありません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。譲渡人の〇〇〇〇氏の亡父は平成20年に亡くなられてこの〇〇〇の土地を相続しました。譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、今回休耕地として荒地になっておりますが、何とか有効利用して欲しいとの観点から、贈与を受けて蔭地氏がシキミをつくる事になったそうです。異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇番〇〇委員さんにかわってお答えします。13番14番を過日調査したところ、異議なしとの解答を仰せ付かっておりますので、この2件についても異議ありません。

〇〇番 委員 はい。

議 長 はい、〇〇番委員どうぞ。

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。先程の2番の件につきまして異議はないのですが、譲受人の住所地の委員が判断ということでございます。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請14件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 議	全員 長	<p>異議なし。</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。</p>
小倉	係長	<p>7ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は休耕畑、面積は324㎡、他2筆、合計面積500㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟287.62㎡、道路等212.38㎡、合計面積500㎡、着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、平成15年2月13日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意は共にございます。始末書が添付されており、内容は、私は、農業委員会の許可が必要であると知らずに当該地を整地し資材及び重機置場として利用してしまいました。この事については誠に申し訳なく思っております。今後、この様な事がないように厳重に注意致しますので今回だけは、何卒寛大なる御配慮をお願いします。というものです。この土地は住宅の密集する地域にある農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は21㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は地蔵尊ほこら8㎡、境内13㎡、着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意は共に不要でございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は273㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇です。使用目的及び規模は住宅80.25㎡、駐車場等192.75㎡、着工日、工事期間は許可の日より6ヶ月以内、平成20年5月30日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意、共に不要でございます。周辺が住宅地の小集団の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は384㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅55.79㎡、駐車場等328.21㎡、合計面積384㎡、着工日、工事期間は許可の日より5ヶ月以内、平成25年6月19日に農用地区域から除外しています。隣接同意はあり、水利同意は不要です。周囲を山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は239㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場、着工日、工事期間は許可の日より4ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はあり、水利同意は不要です。始末書がありまして内容は、私事、この度農地法第5条の規定による許可申請を提出いたしましたでしたが、申請地は既に資材置場として使用しており、許可を得ないまま転用いたしましたことを深くお詫びするとともに、再びこのようなことのないよう法を遵守することを誓約し、始末書を提出いたします、というものです。周囲を山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農</p>

地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は298㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場、着工日、工事期間は許可の日より4ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はあり、水利同意は不要です。始末書がありまして内容は、私事、この度農地法第5条の規定による許可申請を提出いたしましたが、申請地は既に駐車場として埋立てており、許可を得ないまま転用いたしましたことを深くお詫びするとともに、再びこのようなことのないよう法を遵守することを誓約し、始末書を提出いたします、というものです。周囲を山林と住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しておりません。農地法第5条申請以上6件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番

〇〇番 委員

〇〇番です。今回は一班二班に分かれて調査してまいりました。私は7日に愛須局長、松平さん、〇〇委員さんと私の4人で田辺地区を中心に回ってまいりました。1番の〇〇〇の物件です。これは〇〇〇〇と〇〇〇〇の間の道をおりた所でございます、始末書があるように無許可で埋立てて放置した状態で建設資材を置いていましたけども、非常に環境的にも荒れている状態で手入れもされておりましたので道路側の側溝も埋まっていた状態なので、今回このようなことでよかったのではないかと思います。分譲住宅3棟建築し排水は合併浄化槽から前の水路に流す予定なので水路も整備でき良いことだと思います。何ら問題はございません。続きまして2番の〇〇〇のほこらの件です。これは、国道バイパス用地にあるほこらに移転してくる事でございます。〇〇〇会館の奥まった所で農地と山林の2筆になっており、排水は前の水路に流し、隣接地はすべて宅地でございますし、そこにほこらを建てて安置するという事で何ら問題はございません。続きまして3番の〇〇〇の物件ですけども、これはもう前々から出ている〇〇中学校下の物件で周辺の殆どが宅地になり残り1区画だけが売れ残っているという事で、何ら問題はございません。以上です。

議 長

はい、続きまして4番。

〇〇番 委員

〇〇番です。私たちは昨日、事務局の2人と〇〇〇の〇〇委員さんの4名で現地調査にいきました。この〇〇〇の物件は、現状は田で稲を植えていました。東側が段々の田で西側は市道で岸には排水溝があり、南側は里道であり、排水溝があり同意書もあり何ら問題ありません。

議 長

はい、5番。

〇〇番 委員

〇〇番です。5番、6番は私の方から説明します。5番は先程始末書の説明がありましたように既に埋立てられていました。現場は市道の真下で進入口は市道の高さで1m埋め低い所は50cmという事で、下には水路がありますし排水の問題もありませんし、隣接の同意もあります。5番につ

いては異議ありません。6番も始末書付で既に出来上がっていました。盛土は80cm、周りは殆どが管理休耕田です。排水は自然浸透及び水路へ入れるという事で同意書もありますし6番については異議ありません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の委員さんのおり始末書もありますし、何年も前から何とかしてくれたらなあという土地でございます。異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の委員さんのおりで、異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。5番6番については、無許可で埋め立てられておるという事は事実です。この埋め立てによって隣地農地への影響は殆どないものと思われまます。よって、異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請6件共異議なしとの事でございますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 9ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は宅地、面積は753㎡、申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、申請理由につきましては、申請地は昭和の初めに家を建て宅地として居住し、手続きをせずに現在までそのままにしていたということです。2番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は原野、117㎡、他4筆、合計面積525・3㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、申請理由につきましては、申請地は、〇〇〇地内の3箇所、長年にわたり耕作されず原野の状態で現在に至る。〇〇〇は、〇〇〇より100m上流、昭和54年河川改修で残った残地で、当時既に耕作されず現在に至る。〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇は、〇〇〇〇さん宅の裏手にあり傾斜地で、昭和40年代から耕作されてなく現在に至る。〇〇〇は、〇〇〇〇さん宅の裏手で、元々は山林の一部を分筆し墓地として予定されたようであるが、墓地・農地としても利用されずに現在に至るということです。今まで、宅地や駐車場への転用はありますが、耕作放棄地は余りなかったケースです。農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願2件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。
1 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんの理由ですが、〇〇〇〇さんの祖父が昭和の初めに家を建築しました。現在〇〇〇〇さんの土地に家が建っていますが、〇〇〇〇さんの土地と〇〇〇〇さんの土地の地番間違いに気付き、地目も畑になっているので、今回の相続の時に地目を宅地にして、土地の名義も交換して、正規に戻るという事です。場所については〇〇中学校から150m入った所で、最近火事があった所の近くです。現地調査の結果、正規に戻すという事で何ら問題はないものと思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇地内3カ所と書いてはいますが、第1の現場は谷が3面張りの工事での河川改修の残地で、次はそれより少し下にありますが水とか隣接には全く問題ないものと思います。〇〇〇〇ですが少し離れた民家の裏手にあり、急傾斜でとても農地とは思えない所です。周辺への影響もないし、申請どおりだと思います。異議ありません。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の委員さんのお話のとおりでございます。〇〇〇〇さんが亡くなって2年経ちますが、その相続登記に絡んでの修正登記の段階だと思います。何ら異議ございません。

議 長 はい、2 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。先程、〇〇〇〇委員さんが報告したとおりでございます。7月の終わり頃でしたか司法書士の方が現地確認したいと家に来られました。私も大昔の事については良く分かりませんので地区の区長さん又は地域の長老の方に同席してもらって、この5カ所について確認してまいりました。〇〇〇〇委員さんのとおりです。異議ございません。

議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 10ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は853㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して、野菜畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より7ヶ月以内、隣接同意、水利同意共にございます。2番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は489㎡、他1筆、合計面積999㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して、梅畑にしたいということです。着工日、工事期間は許可の日より7ヶ月以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況は登記簿、現況共に田、面積は798㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土して、乾田にしたいということ

です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。農地の形状変更願以上3件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見をお願ひします。1番

〇〇番 委員 〇〇番です。1番2番については、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの土地が隣接しており、場所は〇〇〇の〇〇〇〇の山手側100m付近になるんですけれども、1番の現況は畑になっております、湿畑になるので盛土をして、再度畑にしたいという事で、隣接地の東側は市道・水路、南側は宅地、西側は2番の〇〇〇〇さんの田、北側は市道で、隣接同意あり、排水等は水路に流します、水利同意あり何ら問題ありません。2番は、湿田で田も作りにくいという事で荒れた状態でありますけれども、50cmから70cm盛土して梅畑に改植したいという事で、隣接の東側は〇〇〇〇さん畑で、南側は宅地、西側は畑です。隣接同意あり、水利同意あり何ら異議ございません。3番の現況は田になっており、場所につきましては〇〇〇〇より北へ200m、湿田に盛土50cmして乾田にしたいという事で、東側は畑、南側は道路、西側は田、北側は田で、隣接同意あり、水利同意あり、排水等は水路へ流すという事で支障はないと思います。

議 長 はい、有難うございます。それでは逐条審議をお願ひ申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番2番については、現地調査の委員さんの説明のとおり隣接しております。ここは七夕水害や12号台風で水没した農地なので、盛土して改植したいという事でございます。1番2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現調の方が言われましたとおりです。この方は、田や畑と耕作面積は多いし、直販所へも出している方で、湿田では野菜が出来にくいという事で盛土をして乾田にするという事で、異議ありません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのように取り計らいをさせていただきます。

議 長 続きまして、議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）について、事務局の説明をお願ひ申し上げます。

松平 主査 11ページをお願ひします。議案第5号買受的確証明願（農地法第3条）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2.95㎡、他2筆、合計面積11,089.95㎡です。競売に付される土地の所有者は、〇〇〇〇、申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、入札期間は平成25年9月27日から10月4日です。営農計画書が添付されていまして、梅を作られます。買受適格証明願（農地法第3条）1件、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 はい、それでは1件、ご審議をお願ひ申し上げます。1番。

〇〇番 委員 この申請人は、〇〇〇〇さんの母親でございます。営農計画書も添付されていますが、この農地については、ずっとこの方が耕作しております。今年も梅を収穫しておりますので、問題ないと思います。

議 長 はい、議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのように取り計らいをさせていただきます。続きまして、追加議案、議案②の上程をさせてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、議案②の議案第1号農地法第3条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 議案②の1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は284㎡、他に4筆、合計面積5,017㎡です。譲渡人は、〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅とミカンを作られるそうです。青年就農給付金の関係で贈与を受けるそうです。以上1件について書類を審査したところ、全部耕作、常時従事、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申しあげます。

議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番

〇〇番 委員 はい、〇〇番です。〇〇〇〇さんが見えられまして、〇〇〇〇さんが亡くなられまして、〇〇〇〇さんは87歳と高齢で、〇〇〇〇さんへの農地の贈与でございます。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請1件異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。

議 長 それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議に提出をいたしました5条3件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。また、暑い中大変ご苦労さんでございますけども、農地パトロール月間という事で、農地パトロールが始まります。つきましては、事務局のほうから説明を申し上げます。

小倉 係長 農地パトロールの日程及び調査表の配布について説明。

議 長 農地パトロールという事で、先般、紀伊民報にも連載をされておりましたけども耕作放棄地をどうするのかということでもいろんな地域の方の取組とか、状況等報告されておりました。今後、全国的に増えてくるということで、それについての対策ということで、冒頭のご挨拶でも申し上げましたようにいろいろな施策が出てきますけども、やはり地元の耕作放棄地が、どこにどれだけあるかという事を把握していくことが、大事なことになる

かと思っておりますので、いろいろな件も含めてそのような運動もしていただいておりますし、我々も本業ですのでそういうこともしていかなあかんということでもあります。非常に大変でございますけども、農地管理台帳を整備していかなあかんということにもなってくるだろうと思います、また、いろいろな国策に対して対処していかならんとなっていくますんで、非常に申し訳ございませんが暑い中またご協力よろしくお願い申し上げます。

〇〇番 委員

今まで農地パトロールをやってきて、耕作放棄地の持ち主さんに対して、行政の指導をして欲しい。

議 長

回って自分の地域の耕作放棄地が確認されれば、地域の農業委員として自分はどうかということとは考えていただきたいと思っておりますし、アプローチは地域の農業委員さんが、例えば売る気があるかないか、貸す気があるかないか、そんな確認は地域の農業委員さんがやっていただきたいと思うのが私の考えなんです。

議 長

農地パトロールが終わった時点で、検討会みたいなものを農地部会も含めてやってみる必要がある気はしています。けれども、我々農業委員会としてどのようにするかという考え方も、今後作っていかないといけないと思っております。それについて、我々と行政それに農協のすべての人達がタイアップしていこうというのであれば、それを呼びかけをしながら解消に向かっていくと、その時に国策も出てくれば、それと歩みよりも出来ないかとも含めてやっていかないといかん、その一番の基礎になると思っております。

〇〇番 委員

昔、近所に迷惑がかかるから、地主さんに貸してあげてくれませんかと話したことがあったんですけども、戻ってこなかったら悪いので貸さない、作っていらなと言われて。放棄地はいつまでも放棄地になる。

議 長

そういう事なんです。全国的にも村外農地というのか、相続で取得した方が遠くに出られていると、管理は当然出来ない、貸したってといっても貸さない、それが全国的に放棄地の半分の20万haくらいあるという事で、今大きな問題になっているという事で、中間管理機構なり、国が買い上げるなり、貸してもらって再配分するという方法が出来ないものだろうかとか、貸し借りの問題でも、一般の人が難しけりゃ株式会社や会社でも貸すことが出来ると法律も変わってきておりますし、いろんな方面で流動化して行こうという動きが出てきているという事なんです。他に耕作放棄地関係について、皆さんご意見ございませんか。

〇〇番 委員

私も、放棄地になりかかった土地で持ち主さんに話をしたところ、売ってもかまん、貸してもかまんと言って貰って、探したり頼んだりしてみたけど、そこだったら要らないと言われて。きつい傾斜の畑は借り手がない。農地でないとできたらなあと思っております。

議 長

解消の一つとして、再生不能な部分については農地性は外していくというのも一つの方法でありだと思っております。

議 長

他にございませんか。ないようでございますので、農地パトロール、そういうのも含めまして、非常にご苦労さんではございますけどもよろしくお

願いを申し上げたいと思いますし、軽四のトラックにもステッカーを毎日貼ってくれていると思いますが、それも含めて、日頃からもよろしく願いしたいと思います。はい、それでは、お手元に先月の定例委員会で活発なご意見をいただきましたので、そのことについて、局長の方から資料をまとめさせてもらって作らせてもらっていますのでご報告させていただきます。

愛須 局長

7月定例会での意見、ご要望についてまとめた、「定例会参考資料8月」について説明。

議 長

ただ今の説明につきましてご意見ご質問ございませんか。いろんな制度等も報告いただきましたので、この辺も、また見ていただきまして耕作放棄地の解消に少しでもつながればという事でよろしく願いしたいと思います。それでは、他に皆様何かございませんか。それでは、長時間に渡りましてご審議ありがとうございました。まだまだ暑くなりますので、熱中症等ならないように気をつけていただきたいと思います。どうもありがとうございました。本日はこれで終わります。

午後 3 時 5 2 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 6 番委員

1 8 番委員

議 長